一の二　法第十九条の十八第一項又は第二項の規定による届出 一の三　法第十九条の二十七第一項、法第十九条の二十九第一項又は第十九条の三十第二項の規定による届出 ［二～八　略］ 八の二　第十九条の二十三第二項の規定による届出 ［九～十四　略］	［号を加える。］ ［号を加える。］ ［二～八　同上］ ［九～十四　同上］
2　電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第八号の二、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。 一　前項第一号から第一号の三まで、第四号又は第八号の二に掲げる申請等を行おうとするもの　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地） ［二　略］	2　電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。 一　前項第一号又は第四号に掲げる申請等を行おうとするもの　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地） ［二　同上］
［3　略］	［3　同上］
4　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　第一項第六号から第八号まで又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、前項若しくは次号に掲げる機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの又は同項若しくは同号に掲げる機関から依頼を受けた公益法人の職員若しくは登録支援機関の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものであつて、次に掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。 ［イ～ハ　略］ 二　第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、受入れ機関等（団体監理型実習実施者（技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の職員であつて、前号イからハまでに掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。 ［5～7　略］	4　電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、前項若しくは次号に掲げる機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの又は同項若しくは同号に掲げる機関から依頼を受けた公益法人の職員若しくは登録支援機関の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものであつて、次に掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。 ［イ～ハ　同上］ 二　第一項第七号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、受入れ機関等（団体監理型実習実施者（技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の職員であつて、前号イからハまでに掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。 ［5～7　同上］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。